

建設建築委員会記録(No.8)

1 日 時 令和5年7月27日(木)
午前10時20分 開会
午前10時35分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(6人)

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 泉 日出夫 | 委 員 | 中 島 慎 一 |
| 委 員 | 渡 辺 均 | 委 員 | 木 畑 広 宣 |
| 委 員 | 松 岡 裕一郎 | 委 員 | 浜 口 恒 博 |

4 欠席委員(3人)

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 副 委 員 長 | 山 内 涼 成 | 委 員 | 鷹 木 研一郎 |
| 委 員 | 三 原 朝 利 | | |

5 出席説明員

| | | | |
|----------|---------|------------|---------|
| 建設局長 | 石 川 達 郎 | 総務用地部長 | 埜 谷 章 子 |
| 総務課長 | 村 上 祥治郎 | 公園緑地部長 | 北 島 徳 隆 |
| 緑政課長 | 進 藤 健 治 | 建築都市局長 | 上 村 周 二 |
| 都市再生推進部長 | 小 野 勝 也 | プロジェクト担当課長 | 一 瀬 修 志 |
| 建築支援課長 | 藤 尾 直 彦 | | 外 関係職員 |

6 事務局職員

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 委員会担当係長 | 中 島 智 幸 | 委員会担当係長 | 梅 崎 千 里 |
|---------|---------|---------|---------|

7 付議事件及び会議結果

| 番号 | 付 議 事 件 | 会 議 結 果 |
|----|---|------------------------------------|
| 1 | 陳情第147号 区域区分見直しに係る都市計画 手続きの中止及び再審議について | 第1項から第3項までについては 不採択とすべきものと決定した。 |

| | | |
|---|--|-------------------------|
| 2 | 陳情第154号 門司区役所など、高潮・津波災害想定地域への移転計画の見直しについて | 陳情2件について継続審査とすることを決定した。 |
| 3 | 陳情第155号 行財政改革における、課題の全事業の洗い出しに基づく門司港地域複合公共施設整備事業の見直しについて | |
| 4 | 令和5年度梅雨前線豪雨による災害概況について | 建設局から別添資料のとおり報告を受けた。 |

8 会議の経過

(陳情第154号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第155号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(泉日出夫君) それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査を行った後、建設局から1件報告を受けます。

初めに、陳情第147号、区域区分見直しに係る都市計画手続きの中止及び再審議についてのうち、第1項から第3項までを議題とします。

本件については、前回の委員会での議論を踏まえ、採決してはどうかと考えております。つきましては、これより一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決いたします。

陳情第147号のうち第1項から第3項までについては、いずれも採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者なしであります。よって、本件については、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第154号、門司区役所など、高潮・津波災害想定地域への移転計画の見直しについて、及び陳情第155号、行財政改革における、課題の全事業の洗い出しに基づく門司港地域複合公共施設整備事業の見直しについては、いずれも門司港地域複合公共施設整備事業の見直しに関するものであるため、一括して議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。プロジェクト担当課長。

○プロジェクト担当課長 陳情第154号、門司区役所など、高潮・津波災害想定地域への移転計画の見直しについて、及び陳情第155号、行財政改革における、課題の全事業の洗い出しに基づく門司港地域複合公共施設整備事業の見直しについてのうち、高潮浸水区域内の今回の計画について見直し、市民の命を守る計画に変更することに対する、本市の考えを一括して説明いたします。

まず、津波災害につきましては、複合公共施設の建設予定地となっている場所は浸水想定エリアとはなっておりません。

一方、高潮災害につきましては、浸水想定区域に含まれ、3から5メートルの浸水が想定されております。

国の災害に強い官公庁施設づくりガイドラインにおいては、この浸水想定区域で官庁施設を建設する場合には、災害時にも機能継続が必要な室や設備機器等が浸水しないよう、想定される水位より高い位置にある階に配置することとされております。

北九州市では、このガイドラインにのっとり、当該事業における門司区役所などの庁舎機能や重要な設備については、想定水位の3から5メートルより高い2階以上に配置することとしており、高潮浸水リスクには対応できているということから、本事業を見直す考えはございません。

続きまして、陳情第155号のうち、行政改革の視点からも、高騰する資材等を考えると当初予算より大幅な建設費の増加が予測される。着工前に本計画の見直しをすることに対する本市の考えを説明いたします。

近年、物価上昇や人件費の高騰により、建設費は年々上昇しており、本事業におきましても公共事業評価事前評価2時点でお示しした事業費以上の予算が必要になるおそれがあることは認識しております。このため、施設整備費や管理運営コストのさらなる削減という視点も入れて、現在実施設計を進めているところでございます。

今後は、実施設計により工事費を精査し、必要な経費を予算案として議会へお諮りし、御審議、御承認を賜りながら事業を進めてまいるという考えでございます。

いずれにしましても、当該事業は行財政改革の一環として進めている公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトであり、北九州市としては着実に事業を進め、市民が誇れる施設となるよう取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 緑政課長。

○緑政課長 陳情第155号のうち、老松公園の再整備について御説明いたします。

老松公園は、門司港レトロ地区にある面積約3.2ヘクタールの地区公園で、開設から100年以上が経過し、全体的に施設の老朽化が進んでおります。そこで、今回門司港地域複合公共施設整備事業に伴い、老松公園内にある図書館などの再配置が行われることから、その跡地活用と併せまして、老松公園全体の再整備を検討しているところでございます。

現在、地元の自治会やまちづくり団体と意見交換を行っており、引き続き市民の皆様の意見を丁寧に聞きながら、老松公園の再整備に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○委員長（泉日出夫君） 建築支援課長。

○建築支援課長 陳情第155号のうち、施設老朽化への対応について御説明いたします。

本市では、限られた予算の中で公共施設を適切に維持していくため、公共施設マネジメント実行計画を策定し、計画的な予防保全に取り組んでございます。

一方で、今年4月から相次いだ公共施設の外壁落下事故等を受け、市民の安全・安心を守る老朽化対策チームを立ち上げました。対策チームでは、これまでの予防保全の取組を検証し、効果的な予算配分や維持管理手法について検討することとしており、検討結果については、まとまり次第、議会に報告をさせていただきます。

今後も市民の皆様が安心して公共施設を御利用いただけるよう、公共施設マネジメントに沿って適切に対応してまいります。

説明は以上です。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質問、意見はありませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の報告に関係する職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

それでは、建設局から令和5年度梅雨前線豪雨による災害概況について報告を受けます。建設局総務課長。

○建設局総務課長 建設局所管施設における令和5年度梅雨前線豪雨による災害の概況につきまして御報告を申し上げます。

タブレットの資料、令和5年度梅雨前線豪雨による災害概況、建設局所管施設の1ページを御覧ください。

まず、1、雨量のデータでございます。6月30日金曜日から7月10日月曜日にかけて、各区で総雨量約500ミリから約560ミリの雨が降り、時間最大では最も多かったところで、戸畑区の1時間当たり46ミリという雨が降りました、御参考までに、下の表に平成30年7月豪雨のデータをお示ししておりますが、このときと比較いたしますと、総雨量は約1.5倍と多くなりましたが、時間最大雨量はおおむね3分の2程度というところにとどまっております。

次に、2、令和5年7月24日現在の建設局所管施設の被災箇所数と復旧の状況でございます。

表の左、被災箇所数は、河川では護岸崩壊など4か所、道路では道路下のり面崩壊など22か所、公園では公園施設の沈下など9か所で、市内全域において合計35か所の被災を確認してございます。

続きまして、復旧の状況でございます。

まず、表の真ん中、応急措置の状況でございます。河川、道路、公園の被災箇所において、

土のう設置や土砂撤去などの応急措置の実施状況は、現在完了した箇所が34か所、着手済みが1か所、計35か所でございます。

なお、被災箇所のうち現時点で、道路では合計4か所で交通規制を行っており、公園では8か所で利用規制を行っているところでございます。

続きまして、表の右、本復旧に向けた取組につきましては、調査、測量、設計に着手している箇所が15か所、工事中の箇所が2か所、本復旧が既に完了している箇所が18か所でございます。

続きまして、3、主な被害状況でございます。

河川につきましては、小倉南区上吉田一丁目の吉田川右岸において護岸の一部が崩壊し、隣接する民家のブロック塀に被害が生じました。土のう積みやコンクリート打設による護岸の仮復旧を行いまして、民家のブロック塀についてもワイヤーロープで倒壊防止対策を実施しているところでございます。

道路につきましては、八幡西区元城町15番15号付近で道路下のり面が崩壊し、道路の一部とガードレール、下水道管が損壊いたしました。現在、仮復旧の状態で、片側の車線規制を継続しているところでございます。

公園につきましては、志井の森公園のグラウンドの広場やのり面に亀裂が発生し、防球ネットの沈下や転落防止柵が変形いたしました。現在この箇所は立入禁止の措置を取らせていただいております。

それぞれの被災箇所につきましては、国庫補助の災害復旧事業の採択へ向けて鋭意準備を行っているところでございます。個別の被災状況につきましては、次ページ以降にそれぞれ河川、道路、公園、それから、市内一円の箇所図というような形で資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

全体の報告は以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質問、意見はありませんか。

なければ、本日は以上で閉会いたします。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊟